

規制改革会議
海外人材タスク・フォース

平成19年12月12日
法務省提出資料

項目	<p>(3) 海外人材分野</p> <p>①外国人登録制度の見直し 【具体的施策】</p>
修正案	<p>「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)に基づき、現行の外国人登録制度を、国及び地方公共団体の財政負担を軽減しつつ、市町村が外国人についても住民として正確な情報を保有して、その居住関係を把握する法的根拠を整備する観点から、住民基本台帳制度も参考とし、適法な在留外国人の台帳制度へと改編するに当たっては、<u>その法目的を「規制改革推進のための3か年計画」の実現に向けたものとし、その目的を、現行の外国人登録法(昭和27年法律第125号)及び日本人住民を対象とする住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)も参考として、外国人住民の居住関係を明確ならしめ、在留外国人の公正な管理に資するとともに、外国人住民の利便を増進し、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することとし、</u>「遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出」とされた措置に向け、内閣官房の調整の下、総務省及び法務省が当該台帳制度の基本構想を作成し、公表すべきである。【平成19年度措置】</p> <p>その上で、両省は、地方公共団体の意見を十分に考慮しつつ、適切かつ着実に当該台帳制度を整備すべきである。【遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出】</p>
修正案理由	<p>○ 法務省としても「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)を否定するつもりは毛頭なく、閣議決定の定める</p> <p>①外国人の身分関係、在留規制の入管法への集約、</p> <p>②外国人登録制度を適法な在留外国人の台帳制度へと改編、</p> <p>の実現に向け、内閣官房の調整の下、総務省その他関係省庁と協議しつつ、関連法案を策定していくこととなる。</p> <p>○ この場合、①及び②を実現するための各法律(群)の法目的がどのようなものとなるのかについては、</p> <p>(1)①と②の棲み分けをどのようにするのかを明確にした上で、</p> <p>(2)どのような法律(群)をどのような法形式でそれぞれ整備していくか、</p> <p>に関わってくるものであり、すなわち、純粹に立法技術上の問題である。</p> <p>○ したがって、第2次答申については、「その法目的を「規制改革推進のための3か年計画」の実現に向けたものとし」とし、当該法目的の具体的な文言については立法技術に委ねることとされたい。</p>

項目	<p>(3) 海外人材分野</p> <p>②外国人研修・技能実習制度の見直し</p> <p>イ 受入れ機関の適正化のために早急に講ずべき措置【具体的措置】</p>
修正案	<p>イ 受入れ機関の適正化のために早急に講ずべき措置【法務・厚労】</p> <p><略></p> <p>又は臨検監督を実施し、悪質な受入れ機関に対する取締りを強化しつつ、制度運用の適正化に向けたJITCOによる巡回指導を強化すべきである。【平成19年度措置】</p> <p>これらを踏まえ、認定された不正行為については、受入れ機関の不正行為の程度や内容に応じ、例えば、重大な不正行為については、新規受入れ停止期間を5年に延長すべきである。また、不正行為認定を受けた受入れ機関が一旦廃止され、新たに別組織で研修生・技能実習生を受け入れようとする行為についても、上記措置の厳格な適用を含めた防止措置を講ずるべきである。【遅くとも技能実習生に係る在留資格の整備に関する関係法令の施行までに措置】なお、これらの措置の実効性を調査した上、例えば受入れ機関の不正行為の防止の実効性を向上させる措置のに対する罰則の新設等の必要性についても、引き続き検討すべきである。【技能実習生に係る在留資格の整備に関する関係法令の施行以降速やかに検討】</p>
修正理由	<p>○ 文言の適正化のため。「巡回指導」はJITCOが行うものであり、単に「巡回指導」と記載すると、入国管理局が「巡回指導」を行っているかのような誤解を招くため。入国管理局が行う行政指導や実態調査を指して「巡回指導」という呼び方は行わない。</p> <p>○ 「不正行為」には、様々な行為が設けられており、現時点においても、不法就労者の雇用や暴行・脅迫等既に犯罪行為として罰則が設けられている行為があり、その余の「不正行為」には、例えば、失踪者の発生など犯罪化が不可能なものもある。</p> <p>罰則の新設には、構成要件の明確性や他の罰則との均衡を満たさなければならないところ、適正化への対応として、上記のような様々な行為が含まれる「不正行為」に係る罰則の新設を特に記載するのは適当ではないため。</p> <p>○ なお、具体的に指摘すれば、「不正行為」には、既に犯罪行為として罰則が設けられている行為(例えば、第3類型の「暴行・監禁」は刑法第208条の暴行罪(2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料)や刑法第220条の監禁罪(3月以上7年以下の懲役)、第5類型の「不法就労者を雇用」する行為は入管法第73条の2の不法就労助長罪(3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科)に該当する。)、が含まれている一方で、行為というより結果という面があり、およそ犯罪化が不可能なもの(例えば、第4類型の「前1年間に受け入れた研修生及び技能実習生のうち2割・・・以上が失踪し、不法残留していて、それが・・・実施体制等に起因すると認められる場合」)</p>

も含まれている。また、第1類型の二重契約、名義貸しといった具体的なものから第4類型の「問題事例が発生し・・・研修及び技能実習制度に対する信頼に重大な影響を与えるような場合」という包括的なものまで、様々な行為ないし結果が混在しており、行政上の指針としては有益であるものの、構成要件の明確性、罰則の必要性、他の罰則との均衡等の要請を満たし、合憲性・適法性・相当性を有する罰則の新設(犯罪化)については、およそ想定することができないところ、「例えば」「罰則の新設等の必要性についても、引き続き検討」と例示することは、それが可能であるかのような誤解を招くため。

項目	<p>(3) 海外人材分野</p> <p>②外国人研修・技能実習制度の見直し</p> <p>ウ 送出し国政府に対する適正化要請等【具体的措置】</p>
修正案	<p>ウ 送出し国政府に対する適正化要請等【法務・外務・厚労・経産・国交】</p> <p>外交ルート及びJITCOを通じ、送出し国政府に対して、送出し機関の適正な認定基準の設定、保証金搾取等の実態把握及び対策、ブローカー対策等、送出し機関の適正化を継続的に強く要請すべきである。【平成19年度以降継続実施】</p> <p>特に、研修生・技能実習生の失踪が少なからず発生する送出し機関について、当該機関が不当に保証金や管理費等を研修生・技能実習生から徴収している実態やこれらを不当に返還しない等の実態が明らかになった場合、当該送出し機関からの受入を停止する措置等を講じるべきである。【平成20年措置】</p> <p>また、送出し国政府及び研修生・技能実習生本人に対して、送出し国における技能移転の状況、技術レベルの向上の状況・習得技能の活用状況、問題点等について、報告を求めるとともに、これらについて調査を行い、当該制度の見直しに反映させるべきである。【平成19年度以降逐次実施】</p>
修正理由	<p>○ 失踪が少なからず発生する送出し機関についてのみ受入れ停止措置を講じるものと誤解されるため。</p>

項目	<p>(3) 海外人材分野 ②外国人研修・技能実習制度の見直し オ 「再技能実習（又は高度技能実習）制度」の検討 【具体的措置】</p>
修正案	<p>オ 「再技能実習（又は高度技能実習）制度」の検討 【法務・厚労】 3年間の技能実習を終了して帰国した技能実習生であって、帰国した後、一定期間経過後に、前回よりも高度な内容の技能移転を行うことが見込まれる者に対し、再来日して新たな技能実習を2年間実施することを内容とする「再技能実習（又は高度技能実習）制度」の導入について検討すべきである。なお、検討に際しては、送出国における技能修得のニーズを的確に把握するとともに、技能移転の趣旨が十分に図られていることを考慮しつつ、一定以上の日本語能力、技能評価等を再来日の要件にすることや、失踪及び不正行為の防止に加え、<u>高度の技能実習を実施できる体制の確保の有無</u>を考慮した受入れ体制の在り方等についても検討し、また、現行制度上の「再研修」との関係を整理し、検討すべきである。【遅くとも技能実習生に係る在留資格の整備に関する関係法案提出までに検討・結論】</p>
修正理由	<p>○ 再技能実習（高度技能実習）を行うとする際に検討する受入れ機関の体制の在り方としては、受入れ機関一般に求められる失踪や不正行為の防止に加え、初回の技能実習より高度な内容の技能実習を実施できる設備や指導員を確保することが求められるのであるから、これらの点も、失踪や不正行為の防止と合わせ例示すべきであるため。</p>